

地域密着型特別養護老人ホーム にじの郷

料金表（月30日の目安）

令和6年8月1日現在

介護認定	介護保険負担割合	利用者負担段階	介護サービス費（1日あたり）			食費	居住費	1日当たりの費用	月（30日）の合計金額
			基本サービス費	加算	処遇改善加算関連の加算				
要介護3	1割	第1段階	828円	191円	143円	300円	880円	2,342円	70,260円
		第2段階				390円	880円	2,432円	72,960円
		第3段階①				650円	1,370円	3,182円	95,460円
		第3段階②				1,360円	1,370円	3,892円	116,760円
		減免なし				1,800円	2,200円	5,162円	154,860円
	2割	減免なし	1,656円	381円	285円	1,800円	2,200円	6,322円	189,660円
	3割	減免なし	2,484円	571円	428円	1,800円	2,200円	7,483円	224,490円

介護認定	介護保険負担割合	利用者負担段階	介護サービス費（1日あたり）			食費	居住費	1日当たりの費用	月（30日）の合計金額
			基本サービス費	加算	処遇改善加算関連の加算				
要介護4	1割	第1段階	901円	191円	153円	300円	880円	2,425円	72,750円
		第2段階				390円	880円	2,515円	75,450円
		第3段階①				650円	1,370円	3,265円	97,950円
		第3段階②				1,360円	1,370円	3,975円	119,250円
		減免なし				1,800円	2,200円	5,245円	157,350円
	2割	減免なし	1,802円	381円	306円	1,800円	2,200円	6,489円	194,670円
	3割	減免なし	2,703円	571円	458円	1,800円	2,200円	7,732円	231,960円

介護認定	介護保険負担割合	利用者負担段階	介護サービス費（1日あたり）			食費	居住費	1日当たりの費用	月（30日）の合計金額
			基本サービス費	加算	処遇改善加算関連の加算				
要介護5	1割	第1段階	971円	191円	163円	300円	880円	2,505円	75,150円
		第2段階				390円	880円	2,595円	77,850円
		第3段階①				650円	1,370円	3,345円	100,350円
		第3段階②				1,360円	1,370円	4,055円	121,650円
		減免なし				1,800円	2,200円	5,325円	159,750円
	2割	減免なし	1,942円	381円	325円	1,800円	2,200円	6,648円	199,440円
	3割	減免なし	2,913円	571円	488円	1,800円	2,200円	7,972円	239,160円

※加算は初期加算・夜勤職員配置加算Ⅱ・看護体制加算Ⅰ・看護体制加算Ⅱ・日常生活継続支援加算・科学的介護推進体制加算Ⅱ・栄養マネジメント強化加算・生活機能向上連携加算Ⅱ・口腔衛生管理加算Ⅱ・自立支援促進加算・排泄支援加算Ⅰの合計です。※処遇改善関連の加算については令和6年6月からの金額です。処遇改善関連の加算については裏面をご覧ください。

※料金表の金額はあくまで目安の金額です。施設の体制や介護報酬上の改定・入居者様の状態・入居日などにより金額が変更になる場合がございます。

【利用者負担段階】

次に該当する方は市への申請が必要です

第1段階	高齢福祉年金受給者の方で、世帯全員が住民税非課税の方（預貯金等の合計1000万円、夫婦は2000万円以下の方） 生活保護受給されている方
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額等と非課税年金収入額の合計が年額80万円以下 預貯金等の合計が650万円（夫婦は1650万円）以下
第3段階①	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額等と非課税年金収入額の合計が年額80万円以上120万円以下 預貯金等の合計が550万円（夫婦は1550万円）以下
第3段階②	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額等と非課税年金収入額の合計が年額120万円以上 預貯金等の合計が500万円（夫婦は1500万円）以下

【高額サービス費】

○福祉用具購入費や住宅改修費、食費、居住費、日常生活費等は対象外

区分		
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方		44400円（世帯）
市民税課税世帯の方		44400円（世帯）
世帯全員が市民税非課税の方		24600円（世帯）
	高齢福祉年金受給者の方	24600円（世帯）
	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万以下の方等	15000円（個人）
生活保護受給者等		15000円（個人）

【日常生活費】

受診や歯科などの医療費		実費
健康管理費（病院からの処方代、予防接種等）		実費
テレビ・電気毛布・電気アンカ・充電器・それと同等の物の電気代（個人使用のもの）		1日55円（税込）
テレビ付き床頭台（電気代別）		1日110円（税込）
電話代		1回10円
クリーニングが必要な場合		実費
郵送代		実費
日常生活費	歯ブラシ・個人使用のティッシュなど	実費
	趣味やレクリエーションの材料費	実費
理美容代 （ベッドサイドで行う場合は記載料金に400円加算）		カット・顔そり：2500円 カット：2000円 顔そり：700円
領収書再発行代		1件100円
新聞・雑誌代		実費

【加算内容】	1割	2割	3割		
初期加算	30/日	60/日	90/日	入居から30日間、又は1ヵ月を超える入院後の再入居の場合	
安全対策体制加算	20/回	40/回	60/回	安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合（入居時のみ）	
夜勤職員配置加算Ⅱ	46/日	92/日	138/日	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1以上上回っている場合	
夜勤職員配置加算Ⅳ	61/日	122/日	183/日	喀痰吸引等が可能な職員を配置している場合	
看護体制加算Ⅰ	12/日	24/日	36/日	常勤の看護師を配置した場合	
看護体制加算Ⅱ	23/日	46/日	69/日	2名以上看護職員を配置し、24時間連絡体制を確保した場合	
日常生活継続支援加算	46/日	92/日	138/日	要介護度の高い高齢者を中心とした生活重視型施設としての位置づけを踏まえ、介護が困難な者に対する質の高いケアを実施する観点から認知症高齢者等が一定割合以上入所しており、入居者数に対し介護福祉士を一定割合以上配置している場合	
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50/月	100/月	150/月	栄養状態・口腔機能・認知症の状況・疾病の状況・その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出し、必要に応じて計画を見直すなどサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合	
栄養マネジメント強化加算	11/日	22/日	33/日	医師・管理栄養士・看護師等が共同して計画を作成し、食事の観察を週に3回以上行い、状態を踏まえ食事の調整等を実施。入居者ごとに栄養状態等の情報を厚生労働省へ提出し、必要に応じて計画を見直すなど必要な情報を活用している場合	
生活機能向上連携加算Ⅱ	200/月	400/月	600/月	浜通り医療生活協同組合のリハビリ専門職等が訪問しにじの郷職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成し記録を行い、進捗を3カ月に1回以上、評価し見直した場合	
口腔衛生管理加算Ⅱ	110/月	220/月	330/月	歯科医師が口腔管理を行い、歯科医師、歯科衛生士の助言に基づく計画を作成。歯科医師の指示の下、歯科衛生士が入居者に対して口腔ケアを月2回以上実施。介護職員に対して年2回以上の具体的な助言や指導を行い、実施記録等の情報を厚生労働省へ提出し、必要に応じて口腔衛生等に管理の実施に当たって必要な情報を活用している場合	
自立支援促進加算	280/月	560/月	840/月	入居時に医師が入居者ごとの自立支援に係る医学的評価を行い、6カ月に1回医学的評価の見直しを行うとともに、その医学的評価の結果等の情報を厚生労働省へ提出し、自立支援の促進に当たって、必要な情報を活用している場合	
排泄支援加算Ⅰ	10/月	20/月	30/月	排泄に介護を要する入居者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、計画に基づき支援を行う。3カ月に1回計画の見直しや6カ月に1回の評価を行い、排泄支援にあたっての情報を厚生労働省へ提出し、必要に応じて計画を見直すなど必要な情報を活用している場合	
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3/月	6/月	9/月	褥瘡発生予防の為、計画を作成し定期的な評価を行い、その結果を基に計画的に管理した場合	
療養食加算	6/回	12/回	18/回	医師の発行する食事箋に基づき、療養食を提供し、管理栄養士により管理。適切な栄養量、内容の療養食を提供している場合（1日3回限度）	
配置医師緊急時対応加算（通常の勤務時間外の場合）	325/回	650/回	975/回	配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し入居者の診察を行った場合	
配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間の場合）	650/回	1300/回	1950/回		
配置医師緊急時対応加算（深夜の場合）	1300/回	2600/回	3900/回		
看取り介護加算Ⅱ	72/日	144/日	216/日	死亡日45日前～31日前	医師が終末期と判断した入居者について医師、看護師、介護職員等が共同して本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合（死亡前30日間限度）
	144/日	288/日	432/日	死亡日30日前～4日前	
	780/日	1560/日	2340/日	死亡日前々日、前日	
	1580/日	3160/日	4740/日	死亡日	
外泊時費用	246/日 （月6日限度）	492/日 （月6日限度）	738/日 （月6日限度）	外泊、または入院の翌日から6日間（月をまたいで連続した場合は最長12日間）、外泊時費用が自己負担となる（月6回が限度）	
介護職員等処遇改善加算	基本サービス費に加算等を加えた合計の14.0%が乗じて加算されます。				